

東京都薬剤師国民健康保険組合規約

最終改正 令和2年5月12日

第1章 総 則

(各称及び目的)

第1条 この組合は、東京都薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号、以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(事務所の所在地)

第2条 組合は、事務所を東京都台東区入谷1丁目6番6-207号に置く。

(地 区)

第3条 組合は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び静岡県の区域をその地区とする。

(公告の方法)

第4条 組合の公告は組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、組合報に掲載して行う。

第2章 組 合 員

(組合員の範囲)

第5条 組合員は、第3条の地区内に住所を有する者で、次の各号に定めるものとする。

- 一 東京都薬剤師会会員であつて、東京都内に所在する薬局又は医薬品販売業（以下「薬局等」という。）の開設者
- 二 東京都薬剤師会会員であつて、薬剤師の業務に従事する者
- 三 第一号に規定する組合員が開設する薬局等の従業員

2 組合員が、前項各号に規定する薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

(被保険者の範囲)

第6条 組合は、組合員および組合員の世帯に属する者をもって被保険者とする。ただし、法第6条各号（ただし、第10号は他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする。）に該当する者を除く。

(加入の申込)

第7条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所

名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ）並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

- 2 前項の加入の申し込みをした者は、常務理事が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
- 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にしなければならない。

（変更の届出）

第7条の2 第7条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

（後期高齢者医療の適用を受けた組合員の届出）

第7条の3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

（脱 退）

第8条 組合を脱退するには、あらかじめ届け出なければならない。

（除 名）

第9条 次の各号に該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6か月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
 - 二 法の規定による届出をせず、もしくは虚偽の届出をし、または加入の申し込みに当って虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。
- 2 前項の除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもって、その組合員に対抗することはできない。
 - 3 前項の通知をうけた組合員は、その通知をうけた日から3週間以内に理事会に対して、異議の申し立てをすることができる。
 - 4 理事会は、前項の異議の申し立てをうけたときは、当該組合員から事情を聴取のうえ、申し立てを受けた日から3週間以内に裁決してなければならない。

第3章 保 険 給 付

（一部負担金等）

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- | | |
|---|-------|
| 一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 | 10分の3 |
| 二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 | 10分の2 |
| 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） | 10分の2 |
| 四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 | 10分の3 |

第10条の2 削除

第10条の3 削除

（傷病手当金）

第10条の4 組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に定める傷病手当金を支給することができる。

2 前項の傷病手当金の支給については、別に規程で定める。

（出産育児一時金）

第11条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として、40万4千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、1万6千円を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（葬祭費）

第12条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として7万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第13条 削除

第14条 削除

第4章 保 健 事 業

（保健事業）

第15条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）

の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- 一 健康教育
- 二 健康相談
- 三 健康診査
- 四 レクリエーション
- 五 健康家庭の表彰又は慰安
- 六 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第16条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第17条 被保険者等でない者に、第15条の保健事業を利用させる場合における利用料については、理事会において別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。

一 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。）に充てるため、組合員（高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| (1) 事業主である組合員 1人 | <u>26,000円</u> |
| (2) 従業員である組合員及びその他の組合員 1人 | |
| ア 薬剤師（非常勤勤務者である従業員及びその他の組合員を除く。） | <u>21,500円</u> |
| イ その他の者 | <u>16,000円</u> |
| (3) 組合員でない被保険者 1人 | <u>9,000円</u> |

二 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員（後期高齢者の組合員を除く。）及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額

3,500円

三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額

4,800円

四 保健事業のうち、後期高齢者の組合員に係るものに要する費用に充てるため、後期高齢者の組合員につき算出した後期高齢者賦課額

2,500円

2 削除

3 削除

(賦課期日)

第19条 保険料の賦課期日は毎月1日とする。

(納期)

第20条 保険料は毎月月末までに、これを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは、組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）となった場合において、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から第18条の額とする。

2 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは、組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合において、当該組合員に課する保険料の額はその納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは、組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から第18条の額を算定しない。

(納額告知)

第22条 保険料の額が決定したときは、理事長は速やかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第23条 保険料の督促手数料は督促状1通について40円とする。

(延滞金)

第24条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6%（当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合

(保険料の納付期限の延長)

第25条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部、又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者が、その資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害をうけ、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者が、その事業又は業務を休止したとき。
- 三 納付義務者が、その事業又は業務について、甚大な損害をうけたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

(保険料の減免)

第26条 理事長は、災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった組合員がある場合、その者の申請によって必要があると認められるときは、保険料を減免することができる。

第6章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第27条 組合会議員の定数は、31名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第28条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び選挙について必要な事項は、組合会の議決により定める。

(組合会議員の任期)

第29条 組合会議員の任期は選挙の日から起算して3年とする。ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第30条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用
- 二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- 三 別途準備金の設定並びに使用

(組合会の種類)

第31条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第32条 通常組合会は、理事会の議決により、毎年2月中に招集するのを常例とする。

第33条 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により、いつでも招集することができる。

る。

(組合会の招集手続)

第34条 組合会の招集は会日の5日前までに会議の目的たる事項、及び日時場所等を明示した書面を、組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第35条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項に掲げる事項についてはこの限りでない。

(組合会議長、副議長)

第36条 組合会に議長及び副議長各1名を置く。

2 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期とする。

(組合会の議事録)

第38条 組合会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員2名が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の数及び選任)

第39条 理事の定数は、11名とする。

2 監事の定数は、2名とする。

3 理事及び監事は、組合会で選任する。

(理事長)

第40条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第41条 理事のうち1名を副理事長とすることができる。選任に当たっては、理事がこれを互選する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第42条 理事のうち1名を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 常務理事は、常時組合の業務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故あるときは、その職務を代行する。

(法令遵守 [コンプライアンス] 担当理事)

第42条の2 理事のうち1名を法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事として理事がこれを互選する。

2 法令遵守 (コンプライアンス) 担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守 (コンプライアンス) に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第43条 理事及び監事の任期は、3年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第44条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第45条 理事は、法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第46条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第47条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うために特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第48条 役員には、報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、組合会の議決によりこれを定める。

(役員解任)

第49条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の規定による解任の請求について、組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(顧問及び相談役)

第50条 組合に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 その他、顧問及び相談役について必要な事項は、理事が別に定める。

(協力員)

第50条の2 削除

(職員)

第51条 組合に次に掲げる職員をおく。

- 一 事務局長
 - 二 事務員
- 2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
 - 3 事務局長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
 - 4 職員は、理事長が任免する。
 - 5 職員は、事務局長の事務を補佐する。
 - 6 職員の給与は、理事会において別に定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第52条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の3日前までに、会議の目的たる事項及び日時場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第53条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で、理事会において必要と認めた事項
- 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第55条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が、署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第56条 理事長は、規約及び組合会の議事録を、事務所に備えておかなければならない。

- 2 組合員は、いつでも理事長に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第57条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金及び負担金
- 三 寄付金その他の収入

(特別会計)

第58条 組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第59条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、理事会の議決を経て定めた銀行又は郵便局に保護預けとすること。
- 二 積立金は、理事会の議決を経て定めた銀行又は郵便局に預け入れること。
- 三 現金は、理事会の議決を経て定めた銀行又は郵便局に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出備付及び閲覧)

第60条 理事長は、決算の認定を付議する臨時組合会の会日の5日前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

- 2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を臨時組合会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第61条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合、理事長は正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 雑 則

(規則および規程)

第62条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に対して必要な事項は、理事会の議決により規則又は規程をもって別に定める。

第11章 罰 則

第63条 組合は、組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を課する。

第64条 組合は、組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに、法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第65条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第66条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第67条 第63条から第65条までの過怠金を徴収する場合において、発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この規約第7条第1項の規定の施行日前にこの規約による改正前の東京都薬剤師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされている加入の申込は、この規約による改正後の東京都薬剤師国民健康保険組合規約第7条第1項の規定によりされた申込とみなす。

2 この規約による改正後の規約第18条の規定は、平成28年4月1日以後の保険料に

ついて適用し、施行日前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規約第18条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の規約第18条の規定は、平成30年4月1日以後の保険料について適用し、施行日前の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日までに改正前の規約第50条の2に基づいてした協力員に関することは、なお従前の例による。

附 則

この規約は、東京都知事の認可を受けた日から施行し、令和2年1月1日から適用する。(知事認可 令和2年5月12日 2福保保国第186号)